

建築確認申請等の電子化を開始します

1. 対象手続き

大分県所管区域のうち以下の手続きが対象となります。

※従来どおり窓口での書面による申請も可能です。

- ・ 確認申請及び計画通知
- ・ 計画変更確認申請及び計画変更通知
- ・ 中間検査及び完了検査
- ・ 工事完了届（用途変更）
- ・ 省エネ適判申請
- ・ 計画変更省エネ適判申請

※構造適判については外部機関に委任しています

2. 電子申請の申請先

申請先	所管地域
別府土木事務所 建築住宅課	杵築市・国東市・姫島村・日出町
大分土木事務所 建築住宅課	由布市
臼杵土木事務所 建築住宅課	臼杵市・津久見市
豊後大野土木事務所 企画調査課	竹田市・豊後大野市
日田土木事務所 企画調査課	九重町・玖珠町
中津土木事務所 建築住宅課	豊後高田市

※上記以外の市については各市の建築主務課へお問合せください

3. 電子申請の方法

電子申請においては、一般財団法人建築行政センター（ICBA）の

「電子申請受付システム」を使用します。

下記のURLから、電子申請受付システムに利用者登録を行い、申請を行ってください。

- ・ ICBA 電子申請受付システム（外部リンク）

URL : <https://afba.shinsei-kenchikugyousei-db.jp/dashboard?sort=date-down>

また、操作説明については、下記のURLから、電子申請受付システム操作説明書（申請者向け）をご確認ください。

- ・ ICBA 電子申請受付システム（外部リンク）

URL : https://www.icba.or.jp/zzfilebox/ICBA-DS_usermanualA_Shinnseisha_20250214.pdf

※システムの操作に関するお問い合わせについては、一般財団法人建築行政センターに直接ご連絡ください。

4. 電子申請における手数料の納付（Grafferスマート申請）

電子申請における手数料の納付は、オンライン支払のみです。
電子申請引受判断の後、手数料の納付案内を行いますので、Grafferスマート申請を利用しオンライン支払により納付してください。

※引受判断の後、手数料の納付のためのURLを電子申請システムにて通知いたしますので、案内に従い手続きをしていただきますようお願いいたします。

※ オンライン支払について

オンライン支払方法は、以下のいずれかとなります。

- ① クレジットカード
- ② Pay-easy（ペイジー）
- ③ PayPay

ご利用可能なクレジットカード

VISA/Master/American Express /JCB/Diners Club

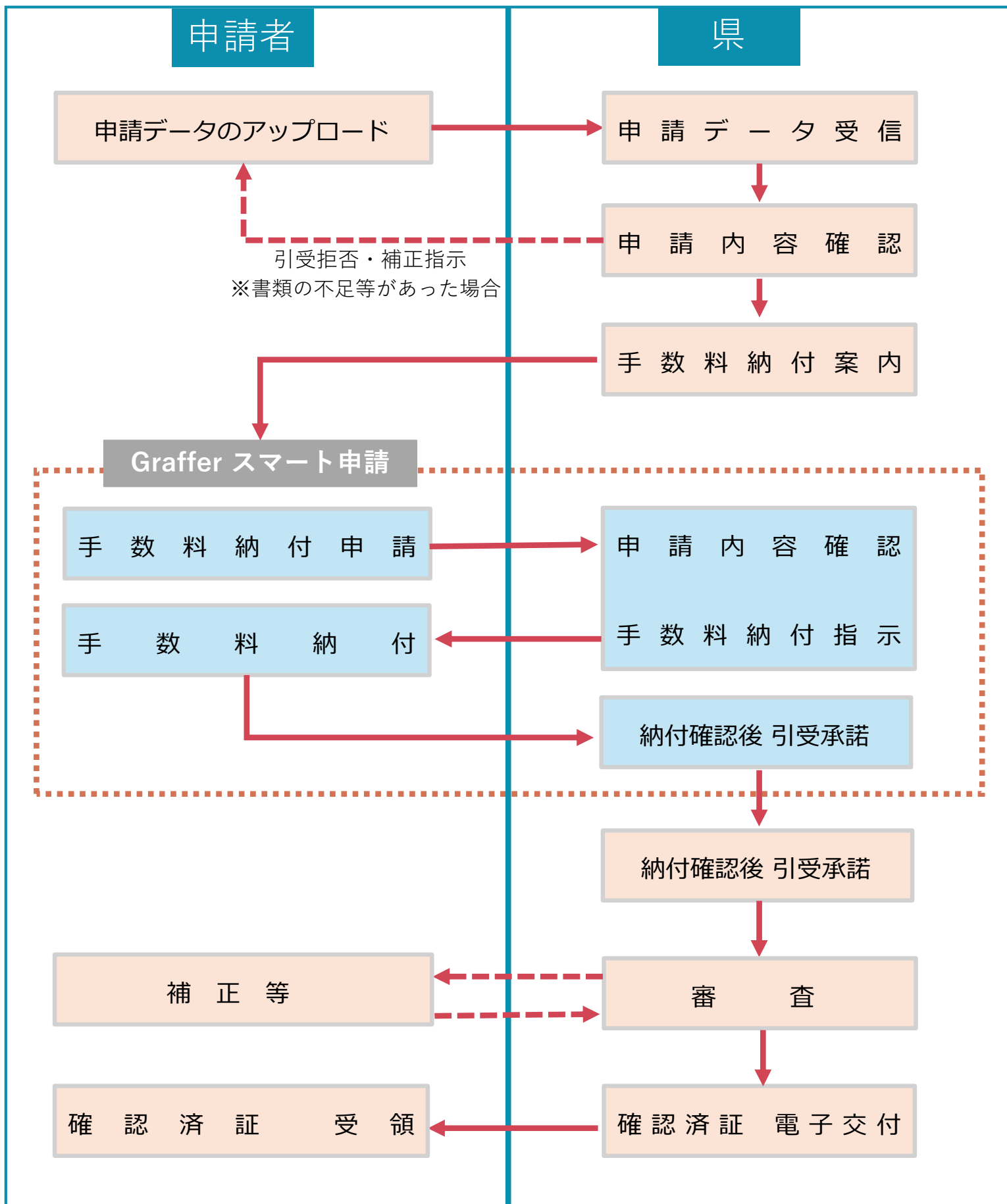
Pay-easy（ペイジー）によるお支払い

Grafferスマート申請より案内があるお支払い用の番号をご利用可能な金融機関のインターネットバンキング、モバイルバンキングまたはATMに入力してお支払いをする方法です。

5. 電子申請の流れ

おおまかな電子申請の流れは、以下のようになります。

1. 電子申請受付システム（ICBA）による申請（申請者）
2. Graffer スマート申請による手数料の納付（申請者）
3. 電子申請受付システム（ICBA）による確認済証等の交付（県）



6. その他留意点

(1) 引受け時

提出書類に不備がある場合は補正の連絡があります。
修正後に再添付して下さい。

(2) 受付日

手数料納付が確認され、引受受諾をした日が受付日となります。
(建築基準法第6条第4項の「受理した日」に該当)
※開庁時間(8時30分から17時15分)外および、閉庁日に納付された場合、
翌開庁日の処理となります。

(3) 消防同意・通知及び浄化槽に関する手続きについて

申請時に浄化槽設置届等関係書類も併せて添付してください。
消防・保健所への通知・同意は土木事務所が行います。補正指示は原則
土木事務所を通して通知しますので、修正後システムへアップロードして下さい。

(5) 構造適判について

当県では構造適判は全て指定構造計算適合性判定機関へ委任しています。
直接判定機関へ申請してください

(6) 確認済証等処分通知の交付

確認済証等処分通知の交付は電子交付のみとなります。書面交付を希望する
場合は、従来どおり窓口での書面による申請をお願いします。

(7) 副本の返却

電子申請受付システムに保存されたデータを、申請者がダウンロード
することをもって、副本の返却となります。

(8) 連絡・質疑応答等の方法

原則、連絡・質疑応答は「電子申請受付システム」内で行います。
また、必要に応じて電話連絡する場合があります。